

全建労発第63号
令和2年2月25日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近 藤 晴 貞
〔 公 印 省 略 〕

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より本会の活動に
対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価が決定・
公表されたことに伴い、国土交通省土地・建設産業局長から別添のとおり、技
能労働者への適切な賃金水準の確保について要請がありました。

つきましては、貴協会会員企業の皆様に対し、引き続き適切な賃金水準を確
保し、技能労働者の処遇改善を図られるよう改めて周知徹底をお願い申し上げ
ます。

以上

担当：労働部 吉田

国土入企第 50 号
令和 2 年 2 月 14 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



技能労働者への適切な賃金水準の確保について

技能労働者の確保・育成のためには、適切な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

国土交通省においては、これまでの 7 度にわたる公共工事設計労務単価の上昇（平成 25 年 4 月、平成 26 年 2 月、平成 27 年 2 月、平成 28 年 2 月、平成 29 年 3 月、平成 30 年 3 月及び平成 31 年 3 月）に際し、その都度、建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 31 年 2 月 22 日付け国土入企第 55 号等）を発出するとともに、国土交通大臣、副大臣又は大臣政務官から建設業団体 4 団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところです。

また、多くの建設業団体においても、技能労働者に対する適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議がなされる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでいるところです。

さらに令和元年 6 月には、新・担い手 3 法として、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の改正が行われ、公共工事品質確保法の基本理念として、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保に加え、市場における労務の取引価格や健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な請負代金に

よる請負契約の締結や、公共工事等に従事する者の賃金への配慮等が新たに規定されました。

本日、国土交通省が令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、平成31年3月から適用されている公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）と比べ、全国平均で2.5%、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）の平均では2.9%の上昇（全職種単価の単純平均の伸び率）となったところです。これにより、平成24年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で51.7%、被災3県の平均では68.8%の上昇（全職種単価の単純平均の伸び率）となります。

こうした中、技能労働者の賃金は平成30年までの6年間で約18%上昇しており、他産業と比較しても高い伸び率を示しているものの、製造業と比べ低い水準となっています。また、政府から経済界に対し、賃金の継続的な引上げに向けた取組が要請されているところです。

以上を踏まえ、貴団体におかれては、傘下の会員企業に対し、下記の措置を講じることにより、引き続き、適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図るよう、改めて周知をお願いします。

また、別添1を各都道府県及び各政令指定都市あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

記

1. 技能労働者への適切な水準の賃金の支払いについて

改正後の公共工事品質確保法においては、受注者等の責務として、基本理念にのっとり、契約された公共工事等を適正に実施すること（第8条第1項）、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結すること（第8条第2項）等が位置づけられている。

公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善にもつなげるため、元請業者においては、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、再下請業者との下請契約における、

市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での契約の締結や、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請する等、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること。なお、平成 30 年度に国土交通省が実施した社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査（以下「実態調査」という。）によれば、高次の下請業者において、技能労働者の賃金が低い傾向となっており、また、賃金を引き上げたとの回答の割合も低くなっていることも踏まえ、元請業者においては、下請契約の締結に際してこうした状況を考慮するとともに、下請業者においては、自ら雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

2. インフレスライド条項の適用等について

国土交通省直轄工事では、本日付の新労務単価の上昇を受け、別添 2 のとおり、

- ① 令和 2 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更する
- ② 令和 2 年 2 月 29 日以前に契約を締結した工事のうち、3 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 1 月 30 日付け国地契第 57 号、国官技第 253 号、国営管第 393 号、国営計第 107 号、国港総第 471 号、国港技第 97 号、国空予管第 491 号、国空安保第 711 号、国空交企第 523 号、国北予第 36 号）の記 1.（1）及び 2. から 8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する

こと等とし、地方公共団体に対しては、別添 1 の記 2. のとおり、適切な運用を要請したところである。

これらの取扱いにより請負代金額が変更された場合は、1. の趣旨にのっとり、元請業者と下請業者の間で既に締結している請負契約及び、下請業者と再下請業者の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者の賃金水準の引き上げ等について適切に対応すること。

3. 法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導について

改正後の公共工事品質確保法第8条第2項においては、受注者等の責務として、下請契約を締結するときは、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金によることが規定されたところであり、新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等に参加するために必要な社会保険料の本人負担分が勘案されているほか、国土交通省直轄工事においては、平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。また、地方公共団体に対しては、別添1の記3. のとおり、適切な措置を要請したところである。

これらを踏まえ、元請業者においては、受注時における適正な法定福利費等（社会保険料の事業主負担分及び本人負担分）の確保に努めること。また、平成30年度に国土交通省が実施した実態調査によると、高次の下請業者ほど十分に法定福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られたことを踏まえ、必要な法定福利費が確実に確保されるよう、下請業者に対し、見積条件に明示すること等により、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促すこと。さらに、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負金額に反映すること。

加えて、平成29年7月の建設工事標準請負契約約款の改正において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示するものとする規定が新設されたことを踏まえ、公共発注者及び民間発注者の請負契約約款の改正に的確に対応するとともに、建設工事標準下請契約約款を速やかに採用する等、建設工事標準請負契約約款の実施について適切に対応すること。

また、下請業者においては、注文者（元請業者又は直近上位の下請業者）に対し、標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請業者に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。令和元年10月18日最終変更。）においては、「法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ことや、「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止するこ

とや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」こととされており、公共工事発注機関にこれらの措置を講ずるよう要請している。

4. 若年入職者の積極的な確保について

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて成長していくといった健全な循環を形成することができるよう、新労務単価の上昇を若年労働者の賃金引き上げと社会保険への加入につなげ、処遇改善を一層進めることによって、若年入職者の確保を更に積極的に推進すること。

5. ダンピング受注の取り止めについて

ダンピング受注は下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下等につながりやすく、担い手の確保・育成を困難とするものであることから、適正な金額による契約締結を徹底し、ダンピング受注を取り止めること。

また、建設業法第19条の3に規定されているとおり、建設工事の注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて趣旨を徹底すること。

6. 適正な工期設定に伴う必要経費の確保について

工期の設定に当たっては、平成30年7月に改訂された「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結することに努めるとともに、適正な工期設定に伴い、労務費（社会保険の保険料の本人負担分を含む賃金）は勿論のこと、社会保険の法定福利費（社会保険の保険料の事業主負担分）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないように、法定福利費等を見積書や請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を

締結すること。また、下請契約においても、これらの必要経費を含んだ適正な請負代金による下請契約を締結すること。

7. 消費税の適切な支払い

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率の引き上げに関連して、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が施行されたところであり、令和元年 10 月 1 日における消費税率の引き上げについても、引き続き、消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法を遵守し、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いを行うこと。

以上

国土入企第 49 号
令和 2 年 2 月 14 日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

技能労働者の確保・育成のためには、適切な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

国土交通省においては、これまでの 7 度にわたる公共工事設計労務単価の上昇（平成 25 年 4 月、平成 26 年 2 月、平成 27 年 2 月、平成 28 年 2 月、平成 29 年 3 月、平成 30 年 3 月及び平成 31 年 3 月）に際し、その都度、建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 31 年 2 月 22 日付け国土入企第 55 号等）を発出するとともに、国土交通大臣、副大臣又は大臣政務官から建設業団体 4 団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところです。

また、多くの建設業団体においても、技能労働者に対する適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議がなされる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでいるところです。

さらに令和元年 6 月には、新・担い手 3 法として、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の改正が行われ、公共工事品質確保法の基本理念として、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保に加え、市場にお

ける労務の取引価格や健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な請負代金による請負契約の締結や、公共工事等に従事する者の賃金への配慮等が新たに規定されました。

本日、国土交通省が令和 2 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、平成 31 年 3 月から適用されている公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）と比べ、全国平均で 2.5%、被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）の平均では 2.9%の上昇（全職種単価の単純平均の伸び率）となったところです。これにより、平成 24 年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で 51.7%、被災 3 県の平均では 68.8%の上昇（全職種単価の単純平均の伸び率）となります。

こうした中、技能労働者の賃金は平成 30 年までの 6 年間で約 18%上昇しており、他産業と比較しても高い伸び率を示しているものの、製造業と比べ低い水準となっています。また、政府から経済界に対し、賃金の継続的な引上げに向けた取組が要請されているところです。

以上を踏まえ、各地方公共団体におかれては、下記の措置を講じることにより、適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図るよう、お願いします。

なお、別添 1 を各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

記

1. 新労務単価の早期活用について

公共工事品質確保法第 7 条第 1 項第 1 号において、発注者は、公共工事等を実施する者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するための適正な利潤を確保できるよう、市場における労務の取引価格等を的確に反映した積算により、予定価格を適正に定めなければならないとされていることを踏まえ、予定価格の積算に当たっては、新労務単価の速やかな活用に努めること。

2. インフレスライド条項の適用等について

国土交通省直轄工事では、本日付の新労務単価の上昇を受け、別添2のとおり、

- ① 令和2年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更する
- ② 令和2年2月29日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）の記1.（1）及び2. から8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する

こと等としたので、これを参考として、適切な運用に努めること。

3. 法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導等について

改正後の公共工事品質確保法第7条第1項第1号において、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることが発注者の責務として規定されたところであり、新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険へ加入するために必要な社会保険料の本人負担分が勘案されているほか、国土交通省直轄工事においては、平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。これらのことに留意し、貴団体発注工事においても、法定福利費等（社会保険料の事業主負担分及び本人負担分）が適切に予定価格に反映されるよう措置すること。

また、受注者と下請業者との間でも、標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書の活用等により、法定福利費を適切に含んだ額による下請契約が締結されるよう、発注者として、受注者に法定福利費の適切な支払いの指導や支払状況の確認をするとともに、新労務単価の上昇を踏まえた適切な水準の賃金の支払いを指導すること。

加えて、入札契約適正化法等に基づく実施状況調査（平成 30 年 8 月 1 日時点）によると、下請企業も含めて社会保険加入企業に限定する取組を行っている地方公共団体の数は増加しているが、一方で、多くの地方公共団体においてこうした取組が未だ実施されていない状況であるため、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定。令和元年 10 月 18 日最終変更。以下「適正化指針」という。）において、下請業者も含めて社会保険未加入業者の公共工事からの排除を図ることが規定されていることや、「建設業における社会保険等未加入対策について」（平成 28 年 6 月 16 日付け総行行第 123 号・国土入企第 6 号）等でこれまでに要請してきた内容を踏まえ、社会保険加入業者に限定する取組を実施すること。

4. 適正な価格による契約の推進について

入札契約適正化法において、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項にダンピング受注の防止が規定されていることや、適正化指針において、ダンピング受注は下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下等につながりやすく、担い手の確保・育成を困難とするものであるとされていること、また「公共工事の円滑な施工の確保について」（令和 2 年 1 月 31 日付け総行行第 24 号・国土入企第 47 号）等でこれまでに要請してきた内容を踏まえ、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用を徹底すること等により、ダンピング受注の排除に努めること。

また、公共発注者であっても、建設業法第 19 条の 3 に規定されているとおり、建設工事の注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて趣旨の徹底を図ること。

5. 適正な工期設定に伴う必要経費の確保について

工期の設定に当たっては、平成 30 年 7 月に改訂された「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、建設工事に従事する者の週休 2 日の確保などを考慮して適正な工期の設定に努めるとともに、適正な工期設定に伴い、労務費（社会保険の保険料の本人負担分を含む賃金）は勿論のこと、社会保険の法定福利費（社

会保険の保険料の事業主負担分)、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないように、当該工期設定に伴い必要となる共通仮設費や現場管理費などを請負代金に適切に反映すること。

以上

国地契第 41 号
 国官技第 340 号
 国営管第 366 号
 国営計第 106 号
 国港総第 559 号
 国港技第 76 号
 国空予管第 761 号
 国空空技第 488 号
 国空交企第 344 号
 国北予第 41 号
 令和 2 年 2 月 14 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	港湾空港部長 殿
	営 繕 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事業振興部長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿

国 土 交 通 省

大 臣 官 房 地 方 課 長
 大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
 港 湾 局 総 務 課 長
 港 湾 局 技 術 企 画 課 長
 航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
 航 空 局 航 空 ネットワーク部空港技術課長
 航 空 局 交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長
 北 海 道 局 予 算 課 長
 (公 印 省 略)

「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価について」
の運用に係る特例措置について

「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和2年2月14日付け国土建労第1303号、国港技第71号）により令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（平成31年2月22日付け国土建労第1727号、国港技第78号）により平成31年3月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で2.5パーセント上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）別冊工事請負契約書第55条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）別冊工事請負契約書第55条、「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）別冊工事請負契約書第57条又は「工事標準請負契約書について」（平成8年3月19日付け空経第212号）別冊工事請負契約書第56条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

- (1) 令和2年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約時点の落札率

(2) 令和2年2月29日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」(平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号)記1.(1)及び2.から8.まで(4.(3)を除く。)の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。
また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。

